

一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年3月19日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 山下 真

第1 入札に付する事項

1. 件名

パソコン機器の調達業務

2. 業務内容

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会(以下、「本会」という)パソコン機器の物品調達(ノートパソコン及びデスクトップパソコン)及び貸借

3. 物品等の特質(調達物件及び数量)

別紙仕様書のとおり

(1)デスクトップパソコン 31台

(2)ノートパソコン 10台

4. 契約期間

令和7年8月1日～令和12年7月31日(5年間)

5. 納品場所

橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉総合センター内 本会事務室

6. 入札方法

入札は、輸送費、設定・設置に係る経費、ソフトウェアのインストール経費、本会職員に対する利用方法の説明経費、機器入替により処分する旧パソコンのデータの完全消去や廃棄処分の費用等、新・旧パソコンの入れ替えにあたり必要とされる全ての諸経費を含む総計金額で行います。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7. 本業務の実施については、令和7年度予算の成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や業務期間等を見直した上での再入札を行う場合があります。なお、再応札に要した費用を請求することはできません。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

下記の全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 奈良県内に営業所を有する。
2. プライバシーマークを取得している。
3. この一般競争入札時点(申請中を除く)で、奈良県の「入札参加資格」を有する。

第3 入札書の提出場所等

1. 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する所属部署等の名称及び問合せ先
〒634-0061 橿原市大久保町320番11
奈良県社会福祉協議会 総務企画課
電話番号:0744-29-0100
2. 入札説明書及び仕様書の交付方法等
 - (1)交付方法
 - ア)1に示す場所におけるの交付
 - イ)奈良県社会福祉協議会のホームページからのダウンロード
<https://nara-shakyo.jp/>
 - (2)交付期間
令和7年3月19日(水)から同年4月7日(月)まで
(1)のア)に示す方法による場合は土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
3. 入札説明会
実施しません。
4. 入開札の日時及び場所
令和7年4月18日(金)13時15分～
奈良県社会福祉総合センター 3階 第1・2会議室
5. 郵便による入札
入札書は、郵便で提出することができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「パソコン機器調達業務に係る入札書」と朱書して、令和7年4月16日(水)午後5時までに到着するように郵送してください。

第4 その他

1. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
2. 入札保証金
免除します。

3. 契約保証金

免除します。

4. 入札者に要求される事項

(1)この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和7年4月7日(月)午後5時までに第2の資格を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2)(1)の提出書類等に基づき第2の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。

(3)入札者は、所定の入札書を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に入札してください。

(4)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5. 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、または次の(1)から(5)のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 本会会長の定める入札条件に違反した入札

(2) 入札書に記名押印(代理人による入札の場合、代理人の記名押印)を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

(5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

6. 契約書作成の要否

要します。

7. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8. 手続きにおける交渉の有無

有(入札説明書で示す入札参加申請の手続きが必要です。)

9. 契約の解除等

契約の締結までに、落札者が次のいずれかに該当すると認められたときは、落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

なお、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有す

る者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「資材契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る資材契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、奈良県社会福祉協議会が契約の相手方に対して資材契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県社会福祉協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10. その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。